

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス

市町村名	No.	制度・サービス名	内容	受理証明書等の提示等		問い合わせ先		備考
				必要	不要	担当課	電話番号	
相馬市	1	税関係証明書の交付	同一世帯の場合、委任状がなくても申請・交付の手続きができる。		○	税務課	(税制係) 0244-37-2126	
相馬市	2	税の減免申請	同一世帯の場合、委任状がなくても税の減免申請ができる。		○	税務課	(市民税係) 0244-37-2127 (固定資産税係) 0244-37-2128	
相馬市	3	住民税の申告	同一世帯の場合、委任状がなくても住民税の申告ができる。		○	税務課	(市民税係) 0244-37-2127 (固定資産税係) 0244-37-2128	
相馬市	4	住民票、記載事項証明書の交付	住民票、記載事項証明書の申請、受領ができる ※同一世帯の場合のみ		○	市民課	0244-37-2138	
相馬市	5	住所異動届	住民異動届の届出人となることができる ※同一世帯の場合のみ		○	市民課	0244-37-2138	
相馬市	6	住民票上の続柄変更	住民登録が同一世帯の場合、住民票等に記載される続柄を「同居人」または「縁故者」から選択できる。	○		市民課	0244-37-2138	・世帯主がパートナーの場合のみ
相馬市	7	市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる	○		建築課	0244-37-2179	
相馬市	8	移住支援金	パートナーが同一世帯の場合、世帯員として対象となる。		○	企画政策課 (移住定住総合窓口)	0244-32-1337	
相馬市	9	生涯学習イベント等の申込	保護者情報が必要なイベント申込等について、パートナーの子の保護者として申請できる。		○	生涯学習課	0244-37-2187	
相馬市	10	罹災証明書の申請(火災以外)	被災時に同一世帯の場合、委任状がなくても罹災証明書の申請・交付ができる。		○	地域防災対策室	0244-37-2121	・再交付は、交付時に同一世帯と確認できれば委任状は不要
相馬市	11	災害見舞金	同一世帯の場合、災害見舞金の災害見舞金の申請ができる。		○	社会福祉課	0244-37-2258	
相馬市	12	生活保護の申請・受給	パートナーが同居している場合は、同一世帯員として申請・受給ができる。※最低生活費算定にあたっては、パートナーの所得等も合算される。		○	社会福祉課	0244-37-2205	
相馬市	13	障がい福祉サービスの申込	同一世帯の場合、各種障がい福祉サービスの申請ができる。		○	社会福祉課	0244-37-2109	
相馬市	14	おもいやり駐車場利用制度の申込	おもいやり駐車場利用制度の申込ができる。		○	社会福祉課	0244-37-2109	
相馬市	15	母子健康手帳の交付	妊婦本人からの委任により申請・交付できる。		○	保健センター	0244-35-4477	
相馬市	16	乳幼児検診等	パートナーの子どもが乳幼児検診を受診する際には、その子どもを現に監護している状況であれば保護者として受診することができます。		○	保健センター	0244-35-4477	
	17							
	18							

※ 備考欄の「★」は、これまでも利用できたサービスです。

※ 欄が不足する場合は、追加してください。